



令和2(2020)年度 東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助制度

子供たちに音楽の楽しさを伝えよう！

中学校・高等学校で活動している吹奏楽部のみなさん、大学や社会人バンドで活動しているみなさん、音大生やフリーランスのみなさん、小さな子供たちに吹奏楽や音楽の魅力を伝えに行きませんか？

現在、少子化や部活動ガイドラインの制定により、吹奏楽を取り囲む状況は年々厳しくなっています。幼稚園や保育園の子供たちに生の演奏を通して吹奏楽や音楽の楽しさや素晴らしさを伝えることは、これからの吹奏楽活動の活性化や、吹奏楽の振興に繋がるひとつの方法だと考えています。

東関東吹奏楽連盟では、この趣旨に賛同していただき幼稚園や保育園に訪問演奏して下さる方々に対し、補助金を進呈することとなりました。下記募集要項をご確認のうえ、ぜひご応募ください。

募集要項

- 募集対象** 東関東吹奏楽連盟所属の4県（栃木・茨城・千葉・神奈川）で吹奏楽活動をしている中学校や高等学校、大学の吹奏楽部、一般バンドやママさんバンド、音楽大学等で音楽を学んでいる学生、フリーランスで活動をしている団体。
※個人による活動は対象としません。
※各県吹奏楽連盟への加盟／非加盟 および プロ／アマチュアは問いません。
- 訪問先** 1に該当する団体が活動拠点にしている地域の幼稚園や保育園、こども園など、未就学児童が在籍している施設。（訪問日時・内容等の調整は各団体で行うこと）
- 演奏内容** 子供たちが楽しめるような曲を中心に30分以上の演奏を行う。
※吹奏楽編成、アンサンブル等 演奏形態は問いません。
- 補助金** 演奏活動終了後提出された実施報告書（別紙様式1）の内容を、各県（栃木・茨城・千葉・神奈川）吹奏楽連盟で精査し、東関東吹奏楽連盟吹奏楽振興補助金制度規定に合致すると判断した活動団体に対し、1回の訪問演奏につき3万円を補助します。（同一団体 年度内2回まで）
- 申請方法** 実際に訪問演奏に行っていた後1ヶ月以内に、実施報告書（別紙様式1）と実施記録を各県吹奏楽連盟に郵送にてお送りください。各県吹奏楽連盟にて精査した後、東関東吹奏楽連盟理事会で補助の可否決定を行います。
▼提出書類等▼
 - 実施報告書（別紙様式1）
 - 実施記録（写真やプログラム等、当日の様子が分かるもの）
- 問い合わせ** 東関東吹奏楽連盟事務局
TEL:03-3543-2691（平日10:30～17:00）
E-mail:hksuiren@fa.mbn.or.jp



実施報告書

年 月 日

県吹奏楽連盟理事長 様

申請者 団体名
代表者氏名
代表者住所

連絡先 TEL

下記の通り吹奏楽振興の目的で訪問演奏を行いましたので、報告し併せて補助金を申請します。

記

1 実施日時	年 月 日 () : ~ :
2 訪問先・対象者	訪問先名称 住所 ※対象者 (例: 4歳児クラス 20名等)
3 演奏形態	編成: 演奏人数 名 ※演奏団体の簡単なプロフィール
4 実施内容 ※演奏時間・演奏曲, 実施しての感想含む	
5 実施記録	写真 ・ プログラム ・ その他 ()

東関東吹奏楽連盟 理事長 石塚 武男 様

上記の団体を県吹奏楽連盟から吹奏楽振興補助団体として推薦します。

(付加事項:)

令和 年 月 日 県吹奏楽連盟 理事長 印

東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助金制度規定

(総 則)

第1条 (名称) 本制度は東関東吹奏楽連盟吹奏楽振興補助金制度と称する。(以下振興補助金制度という)

第2条 (目的) 本制度の目的は、これからの吹奏楽人口の維持、増加のため就学未満の子供達に、楽器や吹奏楽の演奏に触れさせ、興味関心を喚起する目的で活動をする団体(加盟非加盟にかかわらず)。少人数でも可)に対し、補助金を授与する。

(出演団体の決定)

第3条 本補助金の授与を希望する団体は、対象となる活動を実施後、1ヶ月以内に以下に記す書類等を各県連盟理事長へ提出する。

ア 実施報告書(別紙様式)

イ 実施記録(写真、プログラム等当日の様子がわかるもの)

2 各県理事長は、各県で活動する団体のうち、第4条に示す該当団体選考基準に基づき、申請のあった団体から授与対象団体を決定し、東関東吹奏楽連盟理事長へ報告する。

3 東関東吹奏楽連盟理事長は、各県理事長からの報告を基に理事会で精査し、授与団体を決定する。

第4条 (参加団体選考基準)

第2条に基づき、以下の活動を行った団体及び各県及び県内地区連盟

① 幼稚園、保育園等未就学児童が在籍する教育機関における演奏活動

② 各県、地区連盟主催で未就学児を対象にして行う吹奏楽(プロ、アマを問わない)による演奏活動

2 一つの団体に対する補助金の授与は、原則として同一年度2回までとする。

(補助の内容)

第5条 (補助の金額)

1 団体につき30,000円とする。

2 この金額は理事会により変更することが出来る。

(その他)

第6条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第7条 (付則)

この規定は、令和2年4月1日より施行する。